

八王子サッカー協会
加盟各チーム 御中

2006年5月25日
八王子サッカー協会
理事長 小泉 修
審判委員会
委員長 川鍋 勇司

公式戦における審判資格の確認について(通達)

日本サッカー協会の基本規定により、審判資格を持っていない者は、公式戦の審判をすることが出来な
いことは周知のとおりです。(競技規則 2005/2006:179 ページ参照)

他県では、全国大会の県予選で、無資格の審判員が審判をしたことが問題になり、無効試合問題に発展
した事案も発生しています。

今後、当協会内で行われる公式戦においては、以下の要領で審判資格を確認するものとします。
審判員・本部担当者(チーム)は熟読の上、徹底をお願いします。

【確認要領】

1. 審判員(当然、主審・副審とも)は審判服を着用し、ワッペンを必ずつける。合わせて、試合開始前に、
『審判証』を本部担当チームに提出する。(写真を貼っていないものは無効)
2. 本部を担当するチームは、『審判証』に記載されている氏名と写真により、本人であることを確認する。
有効な審判資格が確認できない場合、審判はできない。
3. 本部担当者は、試合終了後まで『審判証』を保管し、試合終了後に本人に返却する。
(保管中の破損・紛失に注意。)

2005年度までの審判ワッペンには有効期限の年号が刺繍されており、毎年新しいワッペンが交付され
ていたため、ワッペンで有資格者と判断できましたが、2006年度からは年号の刺繍が無くなり、同じワッペ
ンを継続使用することから、ワッペンだけでは資格が有効か否かの確認が出来ません。従って『審判証』の
提示をもって、資格有効と判断することになります。ワッペンだけ持っていたても、『審判証』がないと確認が出来
ないため、試合会場へは『審判証』を必ず持参してください。

資格者が一人もないチームが公式戦に参加する場合、早急に4級審判の資格を取得してください。
また、資格者がいないチームの代行は会場本部担当のチーム(資格者)が中心となって調整願います。

なお、当協会、壮年部・女子部で独自に発行しているワッペンについては、壮年部・女子部が独自に開
催している大会(ガーデンリーグ・ガーデンカップ等)に限りこれを有効とします。市民体育大会は壮年部・
女子部開催ではないので有効にはなりません。

本件に関しては、日本サッカー協会の基本規定に基づくものであり、例外なく適用願います。

違反の場合、試合の無効を含めた処置もあり得ることを追記します。

以上

【公式戦】・・・公式資格が必須

- <少年部> 春季カップ戦・少女招待大会・秋季リーグ・市民体育大会・再見リーグ・八王子招待大会
- <12ブロック> 3年生大会・4年生大会・5年生大会・6年生大会・全日本少年サッカー大会
- <中学部> リーグ戦・市民体育大会
- <高校部> 八王子市高校選手権大会
- <壮年部・女子部> 市民体育大会
- <社会人部> 社会人部リーグ

静岡対抗戦・AH杯・三多摩サッカー大会は、審判委員会派遣